

Title	明治期慶應義塾への朝鮮留学生(二)
Sub Title	Korean students at Keio during the Meiji period 2
Author	姜, 兌玢(Kang, Taeyoun) 西澤, 直子(Nishizawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2015
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.32, (2015.), p.217- 263
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20150000-0217

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治期慶應義塾への朝鮮留学生（二）

姜兌琬・西沢直子

はじめに

前号に掲載した「明治期慶應義塾への朝鮮留学生（一）」（『近代日本研究』三二）では、慶應義塾の学事関係資料および『大韓帝國官員履歴書』にみられる朝鮮留学生に関する情報を紹介した。学事関係資料は、入学時の記録である『慶應義塾入社帳』と成績表である『慶應義塾学業勤惰表』から、留学生の出身地や父兄の氏名、年齢、入学年月、在学時のクラス等に関する情報をまとめた。『大韓帝國官員履歴書』からは、慶應義塾へ留学した学生たちの、日本での就学就職状況および帰国後の情報を掲げた。詳しくは前号を参照されたい。

本稿では、朝鮮国のち大韓帝国の駐日公使館関係の文書類のうち、「駐日來去案」中の「駐日來案一」から、慶應義塾へ留学した学生たちの入学後の消息を示す記事（Ⅰ）と、慶應義塾の最高議決機関である評議員会の議事録中にみられる、朝鮮からの留学生に関わる記事（Ⅱ）を紹介する。

前者の「駐日來去案」は、現在韓国ソウル大学校奎章閣韓国学研究院に所蔵されている(奎一八〇六〇)。同研究院の史料解題によれば、一八八七(高宗二十四)年から一九〇五(光武九)年までに、本国外部と駐日公使館の間でやりとりされた申呈、訓令、指令、報告書、申覆などの文書を、外部で収集し冊子にまとめたものである。全十二冊で、各冊に付された表題は少しずつ異なり、内容も原本だけを集めた簿冊もあれば、大部分が公文の謄録である簿冊もある。十二冊は年代別に編纂されている訳ではなく、簿冊間で重複があり、また表題に示されている年代とは、必ずしも一致していない。

「駐日來去案」の中には、一八九五(開国五〇四、明治二十八)年五月に來日した、慶應義塾への留学生たちの「保護」に関する「駐劄日本公使事務署理」から外部宛の「申」書をはじめ、数多くの日本への留学生に関わる申呈、訓令、報告、申覆などが含まれている。本稿では「駐日來去案」とある簿冊の中から、前述の留学生たちが到着以来八か月程の間に、在日公使館から外部に送られた申呈、申覆の中で慶應義塾への留学生の動向が記されているものを取り上げた。本稿掲載分は、まだ「駐日來去案」中に見られる留学生の動向のごく一部にすぎない。その後、自らの意志で慶應義塾からアメリカへ留学先を変更する学生たちも現われ、一八九七(光武元、明治三十)年末の慶應義塾との条約の「打破」や以後の「独立自修」、留学継続等に至るまで様々な資料が含まれている。今後も引き続き取り上げていきたい。

後者の慶應義塾評議員会議事録は、評議員会が創設された一八八九(明治二十二)年から残されており、第一冊目は、一九二一(明治四十四)年までのものが背革洋装本の一冊に納められている。各ページの頭の部分に「年月日 第 回評議員会」と印刷された洋紙に、ペン書きである。

評議員会は一八八九年に、それまでの「慶應義塾仮憲法」に代わって「慶應義塾規約」が定められるにあつ

て、理事委員会に代わり設立された慶應義塾の最高議決機関である。当初の定員は二十名で、任期は二年、卒業生と社頭（塾務全般を統括する者で、一八六八年に福沢諭吉が就任し亡くなるまで務めたのが最初）が特選する塾員が、選挙権および被選挙権を有した。本稿では一八九五年から一八九七年に至る議事録中より、朝鮮からの留学生とその担当教職員に関する記事を抜粋した。

凡例 翻刻および和訳文、注の作成は、以下の凡例に掲げた原則により行った。

一、漢字については様々な字体が使用されているため、「駐日來去案」原文や韓国の文献表題は現在韓国で、和訳文および評議員会議事録については、現在日本で通常使用されている字体を用いた。但し、若干の固有名詞には原文の字体を残したものもある（例 慶應義塾）。また「・」はコト・トキと表記した。

二、原文が掠れや印との重複などで判読できない場合は、□で示し、候補がある場合は「」で掲げた。

三、原文の体裁は、意図された改行、平出、欠字のみを残した。

四、（ ）内は、筆訳者による。

五、便宜上、Ⅰの「駐日來去案」、Ⅱの評議員会議事録ともに、原文冒頭に漢数字で通し番号を付した。評議員会議事録のタイトルは、原文にある通りを記載した。

六、「駐日來去案」の翻訳にあたっては、なるべく原文にある言葉を使用した。が、わかりにくいものは適宜置き換えた。以下に①原文のまま使用したが補足説明が必要と思われるもの、②和訳文では対応する言葉がはっきりとは表われないものを掲げておく。

①電飭 電信のこと

転照 送り照会を求める

奔哭 親の死を聞いて家に馳せ帰る

遭艱 父母の喪に遭う

照諒 確認のうえ了承する

申覆 再び申呈する

② 窃査 (調査に取りかかる)

内開 (前に掲げた文章において)

等因 (引用文の終わりに付される)

七、評議員会議事録では、抜粋部分中に省略がある場合には、一行あけて翻刻した。

八、典拠となる文献史料は「」で示した。

九、頻出する文献については、以下の略称を用いている。

大韓民国文教部国史編纂委員会編『大韓帝國官員履歷書』探求社 一九七二年 → 『官員履歷』

慶應義塾編『慶應義塾百年史』全五巻付録一卷 慶應義塾 一九五八～一九六九年 → 『百年史』

慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』全九巻 岩波書店 二〇〇一～二〇〇三年 → 『書簡集』

米山光儀解題『慶應義塾社中之約束』慶應義塾福沢研究センター資料(9) 二〇〇四年 → 『社中之約束』

韓国精神文化研究院編『韓國民族文化大百科事典』全二十八巻 韓国精神文化研究院 一九九一年(デジタル

化され、韓国民族文化大百科事典ホームページ <http://encykorea.aks.ac.kr> で閲覧可能) → 『韓國民族文化

化大百科事典』

国史編纂委員会編『高宗時代史』全六集 探求堂 一九六七～一九七二年（デジタル化され、韓国史データベース <http://db.history.go.kr/item/level.do?itemid=gj> で閲覧可能）→『高宗時代史』

十、注の記載の典拠とした韓国史関係資料は以下の通りである。

「譯科榜目」 一四九八年から一八九一年までの訳科（通訳官選抜試験）合格者名簿を記録した冊子。ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵（奎 一二六五四・v. 一・二）。

「大韓帝國職員録」 一九〇八年大韓帝国の職員録。デジタル化され、韓国国史編纂委員会の韓国史データベース (<http://db.history.go.kr/item/level.do?itemid=jw>) で閲覧可能。

「朝鮮總督府職員録」 一九一〇年から一九四三年までの朝鮮總督府の職員録。同右韓国史データベースで閲覧可能。

韓国歴代人物総合システム 韓国学中央研究院が運営する歴代人物データベースシステム。 <http://people.aks.ac.kr>

「外部内閣去來文」 一八九五年から一八九六年までの内閣と外部間の公文を集めた綴。ソウル大学校奎章閣韓国学研究院所蔵（奎 一七七九七・v. 一・三）。

「朝鮮人事興信録」 一九〇三年二月一日現在日本にいる朝鮮人株主、金属商工人、職人などを記載した名簿。『日本人物情報大系七十八 朝鮮編八』（芳賀登編、皓星社、二〇〇一年）の中に収録されている。

「官報」 近代的官報は一八九四年六月二十一日創刊。一九四五年までの官報は韓国国立中央図書館ホームページで閲覧可能 (<http://www.nl.go.kr>)。

「駐韓日本公使館記録」 一八九四年から一九一〇年までの駐韓日本公使館の文書。韓国国史編纂委員会所

蔵。デジタル化され、韓国史データベース (<http://db.history.go.kr/item/level.do?itemId=jin>) で閲覧可能。

十一、留学生の出身、父兄名、慶應義塾入学時期、年齢等の記載は、『慶應義塾入社帳』（慶應義塾、一九八六年）によった。詳しくは前号参照。

I 「駐日來去案」

一、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使高永喜差出

——開國五百四年七月六日（一八九五年八月二十五日）

申

駐劄日本特命全權公使高 爲

申呈事と窃查本年六月二十七日에

學部大臣電飭内開에 留學生中病重者를 卽爲 出送等 因을 奉到[○]와 該塾塾監의 轉諭[○]야 一[○]히 審査[○]은즉 其中
에 趙元奎와 李在夏와 尹基周와 徐丙吉과 任徹宰와 吳世儀와 黃祐惠 七人은 實病에 現嬰[○]야 課工이 有難[○]故로 并爲
出送[○]오되 盤費[○]と 該塾學資金中에서 每人三十圓式 派給後 日本郵船駿河丸에 搭載[○]야 發送[○]と 外에 理合具由 申
呈伏祈

貴大臣句鑒後轉照學部可也須至申呈者

右 申

外部 大臣 金

開國五百四年七月六日

另附留學生送還理由書

* 「申」と發信年月に重なり、二ヶ所に印が押されている。

駐日本特命全權公使 高⁽¹⁾ 為

申呈する。本年六月二十七日付の

学部大臣からの電筋で、留学生中の重病者を即時帰国させる旨の通達を拝受し、該塾塾監局に伝え詳しく調査したところ、趙元奎⁽³⁾、李在夏⁽⁴⁾、尹基周⁽⁵⁾、徐丙吉⁽⁶⁾、任徹宰⁽⁷⁾、吳世儀⁽⁸⁾、黄祐惠⁽⁹⁾の七名は実際に罹患し学業が難しいため帰国させることにした。帰国費用は該塾の学資金から一人当たり三十円ずつ支給し、日本郵船駿河丸便で帰国させる。理由書を添えて申呈致す。

貴大臣ご高覧後、学部への転照をお願い申し上げる。

右 申

外部 大臣 金⁽¹²⁾

開国五百四年七月六日

別附留学生送還理由書

注

(1) 高永喜 京城北部玉洞出身。一八九五年五月駐日全權公使に任じられるが、三ヶ月後には辞任し帰国する。以後八年間農商工部、外部、度支部、漢城府、量地衙門に勤務。一九〇三年二月再び駐日全權公使に任命されるも、その年の冬また辞任し、度支部に勤めた。

(2) 塾監局 慶應義塾の事務行政全般を司る部署。一八七二（明治四）年にはすでに学則など諸規則を定めた『社中之約束』の中に、事務担当の部署としてその名が見える。

- (3) 趙元奎 京城北部小安洞出身。本貫地は咸安。正三品趙性協長男。一八九五年五月、二十二歳で慶應義塾に入学した。帰国後は法部や度支部に勤務。一八九八年十月に官立日語学校を卒業して、翌年より外国語学校に勤務し、教官を務めた「[官員履歴]」。のち白川郡守も務める「[官報]」。国王の動静と国政を記録した日記である「[日省録]」補充時には、起草委員として参加している「[官員履歴]」。
- (4) 李在夏 京畿道抱川県花山面出身。李寅元長男。一八九五年五月、二十五歳で慶應義塾に入学した。
- (5) 尹基周 京城中部琶谷出身。一八九五年五月、二十一歳で慶應義塾に入学した。その際すでに戸主。帰国後は内蔵司、農商工部、秘書院、社稷署などに勤め、弘文館侍読も務めた「[官報]」。
- (6) 徐丙吉 京城中部翼洞出身。徐丙善の三弟。一八九五年五月、二十二歳で慶應義塾に入学した。帰国後は法部、内務部、農商工部などに勤務「[官報]」。
- (7) 任徹宰 京城南部後溪洞出身。任榮鎬次男。一八九五年五月、十六歳で慶應義塾に入学した。
- (8) 吳世儀 京城中部筭洞出身。吳慶喜長男。一八八五年十六歳で科挙(訳官)に合格「[譯科榜目]」。一八九五年五月、二十五歳で慶應義塾に入学した。一九〇一年十二月には外部主事に任命されるが、本人の請願により二日で辞任した「[官報]」。
- (9) 黄祐惠 京城北部桂洞出身。黄翰周長男。一八九五年五月、二十三歳で慶應義塾に入学した。
- (10) 学資金 官費留学生に毎年支給された資金をさす。慶應義塾と朝鮮政府との間に結ばれた留学生関連契約の第七条に基づく。朝鮮政府は一名あたりの費用を毎月金十五元と計算し、年頭に一年分の金額を慶應義塾に預け、義塾がそれを毎月留学生たちに支給する形をとった。

参考 第七条

朝鮮国学部大臣は、学部留学生をして慶應義塾監督の下にあらしむる間は、同塾内にあるの時と、又他の官立、公立、私立学校に留学し、或は実地練習の爲め塾外に在るの時とを問はず、一名に付学資として金拾五円宛の予

算を以て留学生の員数に計当し、当年分を合算して其全金額は最初留學生派遣の時慶應義塾に送附し、以後は毎年陰曆正月十日内に学資金額を慶應義塾に送附する事。『百年史』中巻前、一四九頁」

(11) 日本郵船駿河丸 一八八五年に創業した日本郵船会社が保有した汽船。『日本郵船株式会社五十年史』(日本郵船株式會社 一九三五年)によると、当時近海における日本郵船会社の運行航路には横浜―上海線、長崎―浦鹽斯德線、

長崎―仁川線、長崎―天津線、上海―浦鹽斯德線、神戸―馬尼刺線があり、その中で朝鮮を経由する便は

長崎―浦鹽斯德線(毎三週一回、釜山、元山に寄港)

長崎―仁川線(後の神戸―仁川線、毎三週一回、釜山にも寄港)

上海―浦鹽斯德線(毎四週一回、朝鮮諸港に寄港)

があった(八三―八七頁)。

駿河丸は一八八四年共同運輸会社の伊藤傳吉社長が英国から購入し、八月一七日横浜に到着した記録が残っている(四二頁)。のち日本郵船会社が引き継いだ。留學生たちがどの路線で帰国したのかは定かでないが、同時期慶應義塾に留

学した兪致衡の日記によれば、朝鮮から東京までは仁川―釜山―対馬―長崎―下関―神戸の移動経路で、その後神戸からは汽車に乗り換え、東京に到着したと述べている。もし帰国の際にも同じルートを利用したのであれば、長崎―

仁川(後の神戸)線を利用した可能性が高い。

(12) 金允植 一八三五年生まれ。一八七四年に科挙(文科)合格「譯科榜目」。一八八一年には領事任に任命され、天津

に赴任した「『官員履歴』」。親日派で、甲午農民戦争(一八九四年)後に誕生した金弘集内閣で外部衙門大臣、翌年には外部大臣を務めた。一八九六年に親露派が政権をとると流刑に処せられたが、のちに復権。一九〇八年中樞院議長。

日韓併合の際には子爵を授けられたが、一九一九年三一独立運動に関係して剥奪された。一九二二年歿「『官員履歴』」。

二、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——開國五百四年九月十日（一八九五年十月二十七日）

申呈第十二號

申呈事^고慶應義塾^에留學^중學員^중中身病^을嬰^고야治療^을기難^한者^와課工^을惰^고야成就^를급無^한者^와親喪^을遭^고야奔哭^을기願^한者^合十八人^을出送^고오디十五人^은該塾學資金^中에서盤費^{二十元}式給^고고遭艱^한者^{二人}은奔哭^을기許暇^한야도盤費^를給^지고, 니고, 와出去^를급無^트고, 고屢々^이哀乞^고오니見狀^이極히慘惻^고, 와公錢^中二十元^式合六十元^을擅便^이給^고, 앞스오니惶悚萬々^이오며此申報^를 昭亮^신後學部^에轉照^고, 야六十元^을還推送交^고, 심을伏祈^함

開國五百四年九月十日

駐劄日本臨時代理公使李台植

外部大臣金允植閣下

印 另附出送學員姓名一紙

吳胄泳

劉鎮世

趙東赫

吳亨根

姜龍甲

白轍洙

李漢應

尹九善

李範鶴

洪彦杓

李熙璣

李典俊

李源昇

金世泰

金星圭

黃祐璿

林俊相

李宜恂

申呈第十二号

申呈する。慶應義塾に留学した學員中病氣に罹り治療が難しい者と、学業を惰つて成就の見込みのない者、父母の喪に遭つて奔哭を願う者など、合わせて十八名を帰国させることになった。そのうち十五名については該塾の学資金から船代二十元ずつを支給するが、遭難した三名については、奔哭は許可しても船代は支給しない

ことにしたところ、それでは帰国の方法がないと屢々哀願するので、それが極めていたましく、公金より二十元ずつ合計六十元を支給するという大変恐れ入る事をした。この報告をご確認の上学部へ転照し、六十元を還付くださることを願う。

開国五百四年九月十日

駐日本臨時代理公使李台植⁽¹⁾

外部大臣金允植閣下

別附帰国学生姓名一紙

吳青泳⁽²⁾ 劉鎮世⁽³⁾ 趙東赫⁽⁴⁾ 吳亨根⁽⁵⁾ 姜龍甲⁽⁶⁾ 白轍洙⁽⁷⁾ 李漢應⁽⁸⁾ 尹九善⁽⁹⁾ 李範鶴⁽¹⁰⁾ 洪彦杓⁽¹¹⁾ 李熙璣⁽¹²⁾

李興俊⁽¹³⁾ 李源昇⁽¹⁴⁾ 金世泰⁽¹⁵⁾ 金星圭⁽¹⁶⁾ 黄祐瑢⁽¹⁷⁾ 林俊相⁽¹⁸⁾ 李宜恂⁽¹⁹⁾

注

(1) 李台植 一八五九年生まれ。一八九五年五月、駐日公使館参書官に任命されるが、翌年四月本人の請願により辞任した。一九〇三年歿〔外部内閣去來文〕。

(2) 吳胄泳 忠清南道洪州郡雉寺面芝山里出身。陸軍士官学校出身。一八九五年五月、二十三歳で慶應義塾に入学した。その後一九〇七年まで軍部に勤める〔官報〕。

(3) 劉鎮世 京城中部貞善坊出身。劉仁赫次男。一八九五年五月、二十一歳で慶應義塾に入学した。一九〇八年元山警察署警視を務め〔大韓帝國職員録〕、その後咸鏡南道三水郡で郡守、全羅南道務安郡で面長などを歴任〔朝鮮總督府職員録〕。

(4) 趙東赫 京城敦義門外石槁出身。趙泰夏長男。一八九五年五月、二十三歳で慶應義塾に入学した。帰国後、全羅北道觀察府や通信司電話課に勤務〔官報〕。

(5) 吳亨根 京城南部黎洞出身。吳元泳長男。一八九五年五月、二十一歳で慶應義塾に入学した。私立英林学校では、

校長を務めた「官員履歴」。

(6) 姜龍甲 慶尙道宜尚県府内出身。姜慶燦次男。一八九五年五月、十九歳で慶應義塾に入学した。

(7) 白轍洙 全羅道雲峯県阿谷出身。白馨洙の三弟。一八九五年五月、二十五歳で慶應義塾に入学した。量地衙門量務

委員として勤務した「官報」。

(8) 李漢應 京城南部筆洞出身。李漢肯の弟。一八九五年五月、二十歳で慶應義塾に入学した。

(9) 尹九善 京城南部畜洞出身。尹致鳳長男。一八九五年五月、十八歳で慶應義塾に入学した。

(10) 李範鶴 京城中部富泉出身。李能夏の三男。一八九五年五月、十八歳で慶應義塾に入学した。

(11) 洪彦杓 京城南部筆洞出身。洪淳益長男。一八九五年五月、二十三歳で慶應義塾に入学した。一九〇〇年から一九

〇二年にかけて陸軍に勤務「官報」。

(12) 李熙璣 京城南部仁峴出身。一八九五年六月、二十五歳で慶應義塾に入学した。

(13) 李興俊 京城南門外萬里峴出身。李興福の四弟。一八九五年五月、二十一歳で慶應義塾に入学した。

(14) 李源昇 京城南部鍾峴出身。李尙鎮次男。一八九五年五月、二十歳で慶應義塾に入学した。

(15) 金世泰 京畿道楊州郡広津出身。金百練次男。一八九五年六月、二十五歳で慶應義塾に入学した。帰国後は郵遞司、

通信司、農商工部などに勤めた。「官報」。

(16) 金星圭 京城南部時洞出身。金瑾炯次男。一八九五年五月、二十二歳で慶應義塾に入学した。

(17) 黄祐瑤 京城北部安洞出身。黄憲周次男。一八九五年五月、十七歳で慶應義塾に入学した。のち外部などに勤務

「官員履歴」。

(18) 林俊相 (林浚相) 京城北部校洞出身。林徽洙次男。一八九五年五月、十六歳で慶應義塾に入学した。

(19) 李宜恂 京畿道抱川県屯基出身。李應益長男。一八九一年、二十一歳で科挙(漢学)に合格「譯科榜目」。一八九五

年五月、二十五歳で慶應義塾に入学した。

三、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——開國五百四年十一月十六日（二八九五年十二月三十一日）

申呈第二十號

申呈事^고軍部所派人趙義聞權東鎮李熙斗白鶴露와本年七月에遊覽朝士로入來^호朴莊和와慶應義塾에서退學^호朴義秉合六人이現方陸軍成城學校에就學^호은^고디所費가無^호와見狀이違急^호은바本年九月에成暢基等士官五人이入來^호은후十月晦間에學費六百三十元이入來^호와五人條每朔三十元式自九月至十一月每人九十元式四百五十元을各其今用^호고餘在一百八十元은장차入來^호는二人의月費라^호오該二人은、직入來치아니^호얏^호고趙義聞等見狀은一時가急^호습기로上項一百八十元을趙義聞等六人의懇請에依^호야擅便이挪用^호게^호얏스오니此를將^호야內閣과軍部に轉照^호심을伏祈^호

開國五年^甲四年十一月十六日

駐劄日本代理公使李台植^印

外部大臣金允植閣下

^印

申呈第二十號

申呈する。軍部から派遣された趙義聞⁽¹⁾、權東鎮⁽²⁾、李熙斗⁽³⁾、白鶴露⁽⁴⁾と、今年七月に遊覽朝士として日本に來た朴莊和⁽⁶⁾、そして慶應義塾から退学した朴義秉⁽⁷⁾の計六名が現在陸軍成城學校に入学しているが、所費がなくて窮し⁽⁸⁾

ている。本年九月成暢基等士官五名が日本に来た後、十月末までの間に学費六百三十元が届き、五名に毎月三十元ずつ、九月から十一月まで一人当たり九十元ずつ計四百五十元をこれまで支給した。残り百八十元はこれから新たに日本に来る(別の)二名の学費ということであるが、その二人はまだ来日せず、趙義聞等の状況は一刻も早い急を要したため、上記の百八十元を趙義聞等六名の懇請に依り許可を得ず支給したので、この事を内閣と軍部に転照されることを願う。

開国五百四年十一月十六日

駐日本代理公使李台種

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

(1) 趙義聞 一八五八年京城生まれ。一八七六年科挙(武科)に合格「譯科榜目」。訓練院判官、親軍經理庁参領官、中樞院副参議を歴任する。黄海道觀察使も務めた「朝鮮人事興信録」。

(2) 権東鎮 一八六一年生まれ。十九歳の時、朝鮮陸軍士官学校に入学。以来陸軍に勤務。一八九五年閔妃殺害事件への関与を疑われ日本に亡命し、十一年間日本に滞在。帰国後は中樞院副参議となる。その後独立運動で中心的役割を果たした。三一運動の際、民族代表三十三人の一人となる「『韓国民族文化大百科事典』」。

(3) 李熙斗 一八六九年漢城生まれ。一八九八年まで日本の成城学校、士官学校、戸山学校に留学。一八九九年帰国後、武官学校教官、陸軍歩兵参領などを務める。その後も一九〇七年まで陸軍に勤務「『官員履歴』」。

(4) 白鶴露 未詳

(5) 遊覧朝士 王命による視察員のこと。

(6) 朴莊和 京畿道漢城北部齊洞出身。朴準禹長男。一八九五年九月、二十三歳で慶應義塾に入学した。のち宮内部、陸軍などに勤務〔官報〕。

(7) 朴義秉 漢城廟洞出身。一八六九年生まれ。一八九五年三月、慶應義塾に入学した。のち農商工部、漢城府などに勤務〔「官員履歴」〕。

(8) 陸軍成城学校 現在東京都新宿区にある成城中・高等学校の前身。一八八五(明治十八)年「文武講習館」として京橋区築地(現東京都中央区)に設立。創設者日高藤吉郎は士官出身で、創立にあたっては文武両全の士の養成を目的とした。一八八六年(明治十九)八月に校名を「成城学校」と改め、翌九月に規則を改正、その目的を「本校ハ陸軍武学生徒入学ノ予備学科ヲ教授スル所トス」と定め、陸軍士官学校、陸軍幼年学校の予備教育を行った〔「成城学校八十年」成城学校、一九六五年。一頁、九頁〕。

(9) 成暢基 一八六七年六月生まれ。漢城中署出身。陸軍にて武官学校教官、正尉、歩兵參領などを務める〔「官員履歴」〕。

四、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——開國五百四年十一月十六日(一八九五年十二月三十一日)

申呈第二十一號

申呈事ト今番에慶應義塾이諸學生學科를試驗하야就其中金允求金益南朴正善金東完陳熙星劉文相崔秉台張明根合八人이初學普通科를卒業함으로認定하얏다하요。넉기該八人을장차外他專門學에赴學하게하랴하야先此仰達하오。나此를將하야學部에轉照하심을伏祈함

開國五百四年十一月十六日

駐劄日本代理公使李台植印

外部 大臣 金 允 植 閣 下

印

申呈第二十一号

申呈する。この度慶應義塾が諸学生に対して学科試験⁽¹⁾を行い、その中で金允求⁽²⁾、金益南⁽³⁾、朴正善⁽⁴⁾、金東完⁽⁵⁾、陳熙星⁽⁶⁾、劉文相⁽⁷⁾、崔秉台⁽⁸⁾、張明根⁽⁹⁾の計八名の初学普通科卒業を認定した⁽¹⁰⁾。該八名をこれから他の専門学校に進学させようと思ひ、先にこの事を報告する。学部へ転照されることを願う。

開国五百四年十一月十六日

駐日本代理公使李台植⁽¹³⁾

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

(1) 学科試験 当時の学則を定めた『社中之約束』によれば、三学期制を採用しており、一月十一日より四月二十五日までが第一期、五月一日より七月三十一日までが第二期、九月十一日より十二月二十五日までが第三期で、各期末試験が行われ、平常点と試験結果によって席順が定められた。各人の成績は印刷され「勤惰表」「勤怠表」という名称で配布された。

(2) 金允求 京城南部黎洞出身。住善濟次男。一八九五年五月、二十五歳で慶應義塾に入学した。帰国後は鉄道院に勤め、農商工部鉄道局長も務めた「官報」。

(3) 金益南 京城南部草洞出身。金在善長男。一八九五年六月、二十五歳で慶應義塾に入学した。その後一八九六年一月には東京慈恵医院医学校に入学し、一九〇〇年東京慈恵医院当直医員証明書取得、医学校教官も務める。一九〇四年流行病予防委員「『官員履歴』」。

(4) 朴正善 京城南部履洞出身。朴在慶長男。一八九五年五月、二十二歳で慶應義塾に入学した。一八九七年四月には「東京明治学校」に入学。帰国後官立日語学校副教官、医学校翻訳生を経て、一九〇七年咸鏡北道觀察道警務署警視を務める「『官員履歴』」。

(5) 金東完 京城西部門外東洞西部契出身。一八九五年五月、十六歳で慶應義塾に入学した。一九〇二年卒業、同九月東京帝国大学農科大学入学、一九〇五年卒業。同年帰国したのち、農商工部技師、全義郡守、宮内大臣秘書官、李王職事務官などを務める「『官員履歴』」。

(6) 陳熙星 京城南部棗洞出身。陳英の四男。一八九五年六月、二十四歳で慶應義塾に入学した。帰国後、元山郵便司や釜山郵便司に勤務した「官報」。

(7) 劉文相 京城南部詩洞出身。一八九五年五月、二十歳で慶應義塾に入学し、同年十二月卒業。一八九七年一月、東京郵便電信局で事務見習。帰国後、漢城郵便司主事を務める「『官員履歴』」。

(8) 崔秉台 未詳。入学記録である『慶應義塾入社帳』には同名の者はいない。崔炳台の書き誤りの可能性がある。崔炳台については、十二の注(3)参照。

(9) 張明根 京畿道高陽郡求知道出身。張日根の次弟。一八九五年五月、二十三歳で慶應義塾に入学した。帰国後、陸軍歩兵參尉、日本憲司令部通訳、海産会社創立事務を務める「『官員履歴』」。

(10) 初学普通科 当時慶應義塾には幼稚舎、普通部正科、普通部別科、大学部があり、普通部正科は、およそ予科二年八か月(八学期)、本科三年四か月(十学期)のカリキュラムで、卒業後は大学部に進むことができた。

(11) 卒業 当時は普通部正科本科課程の修了をもって、慶應義塾卒業とみなされた。前掲『社中之約束』には学業の出

来に応じ、卒業証書もしくは修業証書、「拔群優等ノ者」には優等卒業証書を渡すとある。

(12) 評議員会議事録によれば、一八九五（明治二十八）年五月十五日に開催された第三期第十八回評議員会において「慶應義塾朝鮮留学生学則」について協議がなされ、「本項可決」とある。但し、「草稿ハ別ニ保存ス」と書かれており、現在のところ草稿、決定稿ともに発見されていない。後掲Ⅱ章参照。

五、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——開國五百四年十一月十六日（一八九五年十二月三十一日）

申呈第二十三號

申呈事と慶應義塾學員中、嚴柱一、朴炳憲、張源植、李喆宇、金正燻、李玄載、洪承復、權定鎮、合八人、이 重疾에 嬰호야 閱月 救療호야 도 見效가 無호야 오니 本國에 出送호야 另加 調治호야 是는 거시 事宜에 妥當호야 處로 該塾으로 서來 文이 有호야 是기 該八人을 出送호야 오니 此를 將호야 야 學部에 轉照호야 심을 伏祈 候

開國五百四年十一月十六日

駐劄日本代理公使李台植印

外部 大臣 金 允 植 閣 下

印

申呈第二十三号

申呈する。慶應義塾學員の中で、嚴柱一⁽¹⁾、朴炳憲⁽²⁾、張源植⁽³⁾、李喆宇⁽⁴⁾、金正燻⁽⁵⁾、李玄載⁽⁶⁾、洪承復⁽⁷⁾、權定鎮⁽⁸⁾、合わ

せて八名が重病にかかり、約一ヶ月間治療をしても回復の見通しがないため、本国に帰して別途治療させる方が良いでしょう」と該塾から文書が届いたので、該八名を本国に帰す。この事を学部転照されることを願う。
開国五百四年十一月十六日

駐日本代理公使李台植

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

(1) 厳柱一(厳柱日) 京畿道利川郡道波出身。厳臣永六男。一八九五年五月、二十五歳で慶應義塾に入学した。一八九六年一月事故で帰国するが、二年後再渡日。一九〇〇年十一月に明治大学入学。一九〇四年帰国後、法部、修学院などに勤める「官員履歴」。

(2) 朴炳憲 京城南部杜洞出身。朴馨来長男。一八九五年五月、二十四歳で慶應義塾に入学した。帰国後は惠民院などに勤務「官報」。

(3) 張源植 京城高潤洞出身。張徳潤長男。一八九五年六月、二十四歳で慶應義塾に入学した。

(4) 李喆宇 京城中部漢洞出身。李会来長男。一八九五年五月、二十六歳で慶應義塾に入学した。

(5) 金正煥 慶尚道金海郡茶田出身。金時鏞長男。一八九五年六月、二十四歳で慶應義塾に入学した。

(6) 李玄載 京畿道楊根郡葛尾出身。李容華次男。一八九五年五月、十八歳で慶應義塾に入学した。

(7) 洪承復 京城南部后洞出身。洪祐亭長男。一八九五年五月、二十一歳で慶應義塾に入学した。

(8) 権定鎮 京城南部草洞出身。権在斗の四男。一八九五年六月、十九歳で慶應義塾に入学した。

六、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——建陽元年一月十四日（一八九六年一月十四日）

申呈第廿四號

申覆事乙未十一月十四日

貴大臣訓令内開에慶應義塾留學生中實病實故가有_는者金敬濟等十五人出送等因을奉到_는은後本代理公使가該塾에躬往_하야一々히查探_은은後其中에金敬濟李鍾華卞志琬徐丙武朴正善崔奎福六人만出送_은으며本月十日

貴大臣訓令内開에留學生中嚴柱一等三人出送等因을奉到_은은마嚴柱一朴炳憲은身病이有_는와本月四日에已爲出送_은야스고劉文相은身病도無_은은거니와今番普通科卒業_은八人中에入寮_하야將爲入學於專門學_은읍기로出送치아니_하오니

照諒_은신後學部에轉照_은심을伏祈_하옵

建陽元年一月十四日

駐劄日本代理公使李台植印

外部大臣金允植閣下
印

申呈第廿四號

申覆する。乙未（一八九五年）十一月十四日の

貴大臣訓令で慶應義塾留学生中罹患者や奔哭を願う金敬濟等十五名を帰国させる旨の通達を拝受したが、本代理公使が該塾に直接出向き詳しく調査した結果、十五名の内金敬濟、李鍾華、卞志琮、徐丙武、朴正善、崔奎福の六名だけを帰国させた。また本月十日の
(5) 貴大臣訓令で留学生中嚴柱一等三名を帰国させる旨の通達を拝受したが、嚴柱一と朴炳憲は病気で本月四日にすでに帰国しており、劉文相は病気も無く且つ今回普通科を卒業した八人中の一人で、現在専門学校入学を指して勉強しているため帰国させない。
ご照諒の上、学部に転照くださるよう願う。

建陽元年一月十四日

駐日本代理公使李台植

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

- (1) 金敬濟 京城中部漢洞出身。金商淳次男。一八九五年五月、十八歳で慶應義塾に入学した。
- (2) 李鍾華 京城内南部鑄洞出身。李圭益長男。一八九五年五月、二十五歳で慶應義塾に入学した。帰国後、忠州府、平安北道、宮内府などに勤務。〔「官員履歴」〕。
- (3) 卞志琮 京城南部詩洞出身。卞觀種次男。一八九五年五月、十六歳で慶應義塾に入学した。帰国後、学事量地衙門、地契衙門などに勤める。〔「官報」〕。
- (4) 徐丙武 京城南部后洞出身。徐相默長男。一八九五年五月、十六歳で慶應義塾に入学した。
- (5) 崔奎福 京城南部苧洞出身。一八九六年五月、二十三歳で慶應義塾に入学した。

七、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——建陽元年一月十四日（一八九六年一月十四日）

申呈第廿五號

申覆事と本公館經費乙未十一月一日로起[○]야至十六日條六百六十四元五十八[○]을領收[○]았[○]스[○]으며
義和君學資金五百九十七元二角七分은領收[○]은後即地送納[○]았[○]스[○]으며駐米公館費推尋[○]지[○]못[○]은事と電報로詳達
하[○]았[○]스[○]오니

照諒[○]하[○]스[○]는[○]기로再此稱報喜

建陽元年一月十四日

駐劄日本代理公使李台植^印

外部大臣金允植閣下

^印

申呈第廿五号

申覆する。本公館經費として、乙未十一月一日から十六日までの分、六百六十四元五十八⁽²⁾を領收した。義和君⁽¹⁾の学資金五百九十七元二角七分は經費を領收した後即時支給し、駐米公館費を受け取ることができなかった事は電報で詳細をお送りした。ご照諒いただくよう再度報告する。

建陽元年一月十四日

駐日本代理公使李台植

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

(1) 義和君 高宗の五男。朝鮮王朝第二十六代徳壽宮李太王熙の王子、のちの李垞公。一八九五年十一月頃に高宗の命により「特派大使」として来日し、十一月四日には福沢邸に招待を受けている。「同年十一月三日付大久保文輔宛福沢諭吉書簡、書簡番号一九八七、『書簡集』第八卷二〇～二二頁」。その後福沢諭吉は一八九六年一月二十八日（建陽元年、明治二十九年）付で宮内府大臣李載寃より公文書を受取り、義和君の留学に対し監督を委託された「慶應義塾編『福沢諭吉全集』岩波書店、一九七一年。第二十一卷三七五頁」。しかし義和君はあまり勉強に身が入らず、使途不明の出費も重んで、福沢は留学の成り行きを心配している。一八九六（明治二十九年）二月四日付兪吉濬宛の書簡では、「大君主階下と義和君御委託の義、内々之上意」があり、引き受けるつもりだが、とにかく「宮之真意」が日本留学にあるのでなければ、着手すべきではないと述べている。その後少しは落ち着いたようだが、五月七日付朴泳孝宛書簡でも、浪費が止まないと報告している。その後翌年五月に、突然義和君はアメリカへ留学することになり、福沢は五月二十日付宮内府大臣宛書簡で、自分は公文を以て「殿下の授業及び其経費ニ関する一切監督の事を托された」のであるから、朝鮮国政府は責任をもって処するべきだと憤っている。「書簡集」第八卷二九八～三〇〇頁。

(2) 駐米公使館費 未詳

八、公使館不恒加額費

公使館不恒加額費

- 一百七十元 □川^{〔註〕}入來時旅費及公使以下旅費不足條
- 五百四十九元七十六錢 自閏五月至十一月電費
- 二百元 馬二匹
- 二百十元 李秉武學資自閏五月至十一月每朔三十元式
- 六十元 魚允迪學資自閏五月至八月每朔十五元
- 一百元 遊覽朝士閔泳喆等入來時參書官及隨從神戸來往旅費
- 五百六十元 閔泳喆一行貸去條
- 七十四元七十五錢 遊覽朝士尹摠等入來時□川^{〔註〕}神戸來往費
- 一百五十元 閔泳喆貸去條
- 八十八元八十五錢 大使入來時公使及□川^{〔註〕}神戸往返費
- 八十二元八十三錢 閔泳喆一行食價
- 二百元 遼公使回還盤費
- 六十元 遭艱學生三人回還旅費
- 五十元 義和君行次時山崎神戸迎接費
- 十三元六十錢 義和君行次時公使及館員橫濱往返費
- 三十五元 福澤以下慶應義塾諸教員及士官學校長歲儀各種
- 三十八元 諸學員及諸士官一百五十餘人歲初餅羹等費

合計貳千六百四拾貳圓柒拾九匁

*数字に重なり、冒頭、中央、合計部分の三ヶ所に印が押されている。

公使館臨時費追加費用

百七十元 □川来日時の旅費及び公使以下旅費不足分

五百四十九元七十六匁 閏五月から十一月までの電気代

二百元 馬二匹

二百元 李秉武の学資金 閏五月から十一月まで毎月三十元ずつ

六十元 魚允迪の学資金 閏五月から八月まで毎月十五元ずつ

百元 遊覧朝士閔泳喆等来日時参書官及び随従の神戸往來費

五百六十元 閔泳喆一行に貸す

七十四元七十五匁 遊覧朝士尹摠等来日時、□川の神戸往復費用

百五十元 閔泳喆に貸す

八十八元八十五匁 大使来日時、公使及び□川の神戸往復費用

八十二元八十三匁 閔泳喆一行の食費

二百元 公使帰還費用

六十元 喪に遭った学生三名の帰還費用

五十元 義和君行啓の際、迎接次神戸に行く山崎の交通費

十三元六十匁 義和君行啓の際、公使及館員の横浜往復費

三十五元 福沢以下慶應義塾の諸教員及士官学校長への正月贈り物各種
三十八元 諸學員及び諸士官百五十余名に正月の餅や汁物等
合計 二千六百四十二円七十九錢

注

- (1) 李秉武 一八六四年生まれ。一八九四年義親王(義和君)の随員として渡日、翌年陸軍士官学校に入学した〔「韓民族文化大百科事典」〕。陸軍歩兵參領、陸軍歩兵副領、軍部大臣陸軍副將を歴任〔「官員履歴」〕。
- (2) 魚允迪 京畿道豊徳府蓮洞出身。一八九四年十一月、二十七歳で慶應義塾に入学した。一八九六年日本東京帝国大学、早稻田専門学校で修学。帰国後、度支衙門主事、平式院総務課長、外部参書官を務める〔「官員履歴」〕。
- (3) 関泳喆 一八六四年京城生まれ。一八八五年科挙(文科)合格〔「譯科榜目」〕。一八九五年九月、三十二歳で慶應義塾に入学した。帰国後、会計検査総長と秘書院卿を兼任。その後軍部大臣、陸軍副將、軍務総長、鐵路総裁を歴任した〔「韓民族文化大百科事典」〕。
- (4) 尹摠 一八五六年生まれ。一八八五年科挙(増廣試丙科)合格〔「譯科榜目」〕。翌年書狀官に任命され、冬至使趙秉式の随員として清国に派遣された。帰国後、羅州府觀察使を務める。一九〇三年には特命全權公使として米国に派遣された〔「韓民族文化大百科事典」〕。

九、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——建陽元年一月十四日(一八九六年一月十四日)

申呈第廿六號

申覆事と本月十日

貴大臣訓令内開에 貴公館雇員山崎英夫가 館務를 周旋^{ᄃᆞᆫ}야 艱苦를 不辭^{ᄃᆞᆫ}고 效勞 既多^{ᄃᆞᆫ}은 殊^{ᄃᆞᆫ}알^{ᄃᆞᆫ}으니 特別히 金一百元을 表賞^{ᄃᆞᆫ}으니 該員에게 面給^{ᄃᆞᆫ}미 可也 等因을 奉到^{ᄃᆞᆫ}야기로 該賞金一百元을 山崎英夫의 게 交付^{ᄃᆞᆫ}을 命^{ᄃᆞᆫ}고 該員의 領收證을 伴呈^{ᄃᆞᆫ}오니

照諒^{ᄃᆞᆫ}심을 伏祈^{ᄃᆞᆫ}함

建陽元年一月十四日

駐劄日本代理公使李台植印

外部 大臣 金 允 植 閣 下

印

申呈第廿六号

申覆する。本月十日の

貴大臣訓令で、貴公館（在日韓国公使館）役員山崎英夫が熱心⁽¹⁾に館務に取り組み、苦難をも辞さず、既に多くの功労があった。特別に金一百元をもって表賞するので、直接該員（山崎）に与える旨の内容を拝受した。そのため該賞金一百元を山崎英夫に渡し、領收証を一緒に申呈する。照諒されることを願う。

建陽元年一月十四日

駐日本代理公使李台植

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

(1) 山崎英夫 一八六五（慶応元）年対馬国厳原（現長崎県対馬市厳原町）生まれ、住永私塾、朝鮮国奎痒塾で朝鮮語学を学び、趙石勤について朝鮮文学を研究した。一八九〇（明治二十三）年、東京の駐日朝鮮公使館出仕、一八九三年には朝鮮外務専門備翻訳官となる。一八九五年慶應義塾、一八九七年高等商業学校附属外国語学校教員となった「古林亀治郎編輯『明治人名辞典Ⅱ』下巻、日本図書センター、一九八七年」。一八九四年十二月九日付の『読売新聞』には、福沢は日韓親和のためには語学が必要と考え、朝鮮公使館通訳官を聘して慶應義塾内に朝鮮語学校を創設（同月十一日開校式）することになったとある。この通訳官が山崎と考えられる。また留学生受入に関する庶務も担い、一八九五年六月十四日開催の第三期第十九回評議員会では、山崎に「朝鮮留学生教授」を嘱託し、週二十四時間勤務で、一か月五十円支払うことが可決されている（後掲Ⅱ章参照）。

十、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——建陽元年一月廿四日（一八九六年一月二十四日）

申呈第廿七號

申呈事と本月二十三日

義和君게옵서本代理公使의게下囑하시되我的學資가每年五千圓인디아직區劃은無고用處と急하시니公使의權利로壹千圓만銀行에借用고、게고緣由를政府에詳報고、라고하시기得已치못고、와壹千圓을第一國立銀行에借得고、야即地送納고、야사오니此를據고、야度支部에轉照고、사五千圓中一千圓은本公館에劃交고、야即爲償清고、게심을爲要함

建陽元年一月廿四日

駐劄日本代理公使李台植印

外部 大臣 金 允 植 閣 下

印

申呈第廿七号

申呈する。本月二十三日

義和君が本代理公使に命令するに、我（義和君）が学資費は毎年五千元だが、まだ支給日は遠く、（しかし）急な入用が生じたため、公使の権限で一千円だけ銀行から借用してもらい、⁽¹⁾理由は政府に詳しく報告するようにする。止むを得ず余儀なく一千円を第一国立銀行から借りて渡したので、このことを度支部に転照され、（学資金）五千元の内一千円は本公館に支給してすぐに清算ができるように願う。

建陽元年一月二十四日

駐日本代理公使李台植

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

(1) 銀行から借用 前掲のように福沢諭吉の書簡からは、しばしば義和君の金遣いの荒さが窺われる。一八九六（明治二十九年）年二月四日付兪吉潛宛書簡によれば、義和君は一八九五年中にすでに三井から三千円を借用し、だがそれを

三か月程で使い尽くして、「其後公使館ヲ攻メテ千円ヲ借用シ、之ヲ懷中シテ今ハ此金ヲ使用中ナリ」とある。「書簡集」第八卷一五三頁。この「一千円」にあたるか。

十一、外部大臣金允植宛駐日特命全權公使李台植差出

——建陽元年二月七日（一八九六年二月七日）

申覆第三十號

申覆事と上月三十日奉到

貴大臣訓令内開前月に因病回國、양든姜龍甲은今欲就學於教導團、고趙宅顯等六人은日本에留學하기를注意、니其學資と慶應義塾에서支給、개하신等因을該塾에說明、은즉日本塾은約條第三條에據、야該姜龍甲이普通科를卒業함으로認定할수업기에他專科學校에赴學함을許할수업서와學資를支給아니고且本塾에入學、는者外에는學資를支給할수업다하고該人等은期々히陸軍學業을請願、오니本代理公使의權力으로士官學校에就學하게함은非難、은오되學費를區別치못、은고徑先히入學할것입、와至干今旅舍에서滯留、오니資糧이缺乏、은야召□如山、은출로日々來懇、은오니其如何處辨을趕速히訓示함을伏祈함

建陽元年二月七日

駐劄日本代理公使李台植印

*本文末尾三行および發信年月に重なり、さらに一カ所印が押されている。

外部大臣金允植閣下

申覆⁽¹⁾第三十号

申覆する。先月三十日に拝受した

貴大臣訓令によると、先月病気で帰国した姜龍甲が今教導団⁽²⁾に就学を望み、趙宅顕等⁽³⁾六名は日本留学を願つていて、その学費は慶應義塾から支給するとの旨であった。この事を該塾に説明したところ、本塾（慶應義塾）は約条⁽⁴⁾第三条に準拠し姜龍甲は普通科を卒業したと認定することが出来ないので、他の専科学校へ進学することを許可できない、従つて学費の支給はしない、且つ本塾に入学する者以外には学資（金）の支給が出来ないと言う。該人（趙宅顕等）は繰り返し陸軍学業を請願している。本代理公使の権限で士官学校に就学させることは難しくないが、学費の調達が難しく、ただちに入学する道はない。（趙宅顕等は）今旅館に滞留しているが旅費や食糧が欠乏しており、（切に返信を待っているので）この事をどのように処理すべきか迅速に訓示くださるよう願う。

建陽元年二月七日

駐日本代理公使李台植

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

- (1) 申覆 前掲六、七、九の文書とは異なり、ここでは「申呈」ではなく、「申覆」第三十号とある。
- (2) 教導団 陸軍省が設置した陸軍下士養成機関。
- (3) 趙宅顕 生年は未詳。士官学校を卒業し「駐韓日本公使館記録十七卷」、日本留学中の一九〇〇年に兪吉濬・李謙

濟・李範來等と歙血同盟を結び、皇帝と皇太子を廢して兪吉濬・趙義淵等を中心とする新政府樹立を企てたが、実行前に發覺。逮捕され、一九〇四年三月十日処刑された〔高宗時代史六集、光武八年三月十日〕。

（4）約条 一八九五（明治二十八）年に、朝鮮政府と慶應義塾との間結ばれた留学生関連契約のこと。全十五条。前掲

一注（10）参照。

参考 第三条

慶應義塾は朝鮮国学部衙門留学生として同塾を卒業せしめ、或は同塾を卒業せざるも普通の学科を修得したる者と認むる時は、更に其性状才智を詳悉し、前条学部衙門大臣よりの指定に照らし、之を參酌したる上、專攻学業を修得せしむる為め官立、公立、私立学校に入校せしめ、或は実地を習練せしむる為め適応の手続を為す事〔『百年史』中巻前一四八～一四九頁〕。

十二、外部大臣李完用宛駐日特命全權公使李台植差出

——建陽元年二月二十五日（一八九六年二月二十五日）

申呈第三十二號

申呈事と本國士官生徒李熙斗白鶴露朴義秉朴莊和と上年九月に軍部電飭を據て、士官學校に入學し、崔炳台張明根を慶應義塾에서普通科卒業。是後本年一月부터士官學校에就學。是日마上項六人の學費一事로屢度申報。앞습더니至今區劃이無。와장차廢工이될터이오며上項六人이入學할時에乘馬袴長靴畫學機械等新備條가每名下에三十元式이온디該學校에서先爲辦給。앞습오니此由은度支部에轉照。오서上項六人月費를計其朔數。야這기支撥게。며機械等新備。은所費를一體撥給게。심을要함

建陽元年二月二十五日

駐劄日本代理公使李台植印

外部 大臣 李 完 用 閣 下

印

申呈第三十二号

申呈する。本国士官生徒李熙斗、白鶴露⁽¹⁾、朴義秉、朴莊和は昨年九月の軍部の電報に拠して士官学校に入学し、また崔炳台⁽²⁾、張明根は慶應義塾の普通科を卒業した後、今年一月から士官学校に就学した。上記六名の学費の事で繰り返し申し上げたが、今に至るまで返信がないため、将来退学になり兼ねない。また上記六名が入学する際に乗馬袴、長靴、画学、機械等の備えにかかった費用は一人当たり三十元ずつであったが、該学校（慶應義塾）がひとまずそれを支払っているのです、この由を度支部に転照し、六名のこれまでの月謝及び折々に生じる機材代等の一括支払を求める。

建陽元年二月二十五日

駐日本代理公使李台植

外部 大臣 金 允 植 閣 下

注

(1) 白鶴露 未詳。前掲三にも名前が見える。

(2) 崔炳台 京畿道麻田郡声谷洞出身。崔景模長男。一八九五年六月、二十五歳で慶應義塾に入学した。卒業後は成城

学校に進学。一九一九年三月十四日、全州で独立万歳運動に参加した。「韓国近代歴史統合システム」

(3) 普通科 初等から中等教育を担い、当時は普通科卒業をもって慶應義塾卒業となった。前掲四注(10)参照。

(4) 度支部 旧度支衙門。一八九五(明治二十八)年の第一次乙未改革によって、八衙門から七部に編成替えとなり、度支部と改称された。度支衙門は全国財政の量計・出納・租税・国債及び貨幣等一切事宜を総括し、各地方の財務を監督した。「朴志泰編著『大韓帝國期政策史資料集政治編』先人文化社 一九九九年 六頁」

II 評議員会議事録抜粋

一、明治貳拾八年四月拾貳日第參期第拾七回評議員会

本会決議

第壹 留学生派遣ノ件ニ関シ、朝鮮国学務衙門大臣ト本塾トノ間ニ締結スベキ契約書ノ件 但シ契約書草案

ハ 別ニ保存ス

本項草案可決ノ上、直チニ左ノ電報ヲ在京城ノ高見亀氏ヘ向ケ発ス

送付ノ契約総テ承認ス 併シ入学ノ時ニ限り事務修金夜具及諸道具買入レノタメ、壹人ニ付別ニ金貳

拾円ヲ要ス委細郵便

本項可決

本会出席

小幡篤次郎君 門野幾之進君 浜野定四郎君 益田英次君 鎌田栄吉君 坂田実君 福沢一太郎君 福沢捨次郎君

二、明治貳拾八年五月拾五日第参期第拾八回評議員会

本会決議

第壹 慶應義塾朝鮮留学生学則 但シ草稿ハ別ニ保存ス

本項可決

本会出席

小幡篤次郎君 門野幾之進君 益田英次君 浜野定四郎君 波多野承五郎君 阿部泰蔵君 森下岩楠君 鎌田栄吉君 福沢捨次郎君

三、明治貳拾八年六月拾四日第参期第拾九回評議員会

本会決議

第三 朝鮮留学生教授ヲ、山崎英夫氏壹週廿四時間一ヶ月金五拾円ニ、馬場丈太郎氏壹週廿四時間一ヶ月金

拾五円二、雨山達也氏尅週六時間一ヶ月金五円ニ囑託ノ件

本項可決

第四 朝鮮留学生ニ関スル金銭出納方ヲ、中村利器太郎氏へ一ヶ月金五円ニテ囑託ノ件

本項可決

第五 朝鮮留学生寄宿舎監ヲ村上守倫、楨哲ノ両氏ニ囑託シ、一ヶ月金廿五円ツ、給スルコト

本項可決

第六 朝鮮留学生寄宿舎受附尅名月給五円、塾僕式名月給各五円五十銭ツ、ニテ雇入ノコト

本項可決

本会報告

第壹 楨哲氏、大学部学資募集掛及教場取締辞任ノコト

本会出席

小幡篤次郎君 森下岩楠君 浜野定四郎君 福沢一太郎君 益田英次君 門野幾之進君 鎌田栄吉君 坂田

実君 岡本貞休君

四、明治貳拾八年七月拾五日第参期第貳拾回評議員会

本会決議

第三 朝鮮留學生教授ヲ左ノ兩氏へ囑托ノコト

庄原虎之進君 壹週六時間 壹ヶ月金五円

井手佐三郎君 同上 同上

本項可決

追加決議

第壹 朝鮮留學生ニ関スル契約等ニ付朝鮮政府ト會議スルタメ、鎌田栄吉君ヲ朝鮮京城へ派遣ノコト

本項可決

本会出席

門野君 森下君 坂田君 伊藤君 浜野君 益田君 福沢一太郎君

五、明治貳拾八年九月拾九日第參期第貳拾壹回評議員會

本会決議

第壹 普通部教員井手佐三郎君月給拾円ヲ増シ四十円ニ、神戸寅次郎君月給五円ヲ増シ廿円トナスコト

本項可決

本会出席

小幡君 波多野君 伊藤君 阿部君 益田君 坂田君 門野君 浜野君 福沢両君

六、明治貳拾八年十月拾五日第參期第貳拾貳回評議員会

本会決議

第壹 鎌田栄吉君塾用渡韓謝礼トシテ、金貳百円ヲ贈ルノ件

本項可決

本会出席

小幡君 岡本君 森下君 門野君 益田君 浜野君 鎌田君 坂田君 波多野君

七、明治廿八年十一月廿六日第四期第壹回評議員会

本会議決

第壹 普通部教師雨山達也君延岡亮天社へ赴任ニ付、高木勤君へ教授ヲ囑托シ月給金拾五円給与ノ件

以上（略）可決

本会出席

小幡篤次郎君 阿部泰蔵君 門野幾之進君 森下岩楠君 波多野承五郎君 岡本貞休君 中上川彦次郎君

坂田実君 鎌田栄吉君 浜野定四郎君 箕浦勝人君 益田英次君 伊藤欽亮君 福沢捨次郎君

八、明治廿八年拾貳月拾七日第四期第貳回評議員会

本会決議

第五 朝鮮留學生監督上ノ報酬ハ、適宜ノ処方ヲ塾長ヘ依託アリタキ事

本項依託スルコトニ決ス

本会出席

小幡篤次郎君 坂田実君 阿部泰蔵君 鎌田栄吉君 門野幾之進君 益田英次君 福沢一太郎君

九、明治廿九年貳月拾四日第四期第四回評議員会

本会報告

第貳 普通部教師高木勤氏辞任ノ件

本会出席

小幡君 阿部君 浜野君 鎌田君 森下君 福沢一太郎君 波多野君 益田君 坂田君

十、明治廿九年四月拾五日第四期第五回評議員会

本会決議

第貳 東堪也氏へ朝鮮寄宿舍々監補助ヲ囑托シ、拾五円給与ノコト

第四 朝鮮寄宿舍々監村上守倫氏、月給廿五円ノ処拾円増給ノコト

第五 槇哲氏辞任ニ付、数年間塾務ニ従事シタル廉ヲ以テ、手当トシテ五拾円増与ノコト
但シ朝鮮勘定ヨリ三十円、普通部ヨリ貳拾円支出ノコト

本会報告

第壹 普通部教師丹幸馬、朝鮮学生教師山田孝道、朝鮮寄宿舍々監槇哲ノ三氏辞任ノコト

本会出席

小幡君 益田君 森下君 箕浦君 福沢一太郎君 坂田君 門野君

十一、明治廿九年五月拾五日第四期第六回評議員会

本会決議

第壹 予科作文是迄隔週執行ノ処自今之ヲ毎週執行シ、其当日ハ受持教員佐藤寛、赤尾戒三、馬場丈太郎ノ
三氏出席作文法ヲ教授スルコト致シ候ニ付、月給十五円ツ、ノ処弍円ツ、増給ノコト

本会出席

小幡君 益田君 浜野君 門野君 坂田君 福沢一太郎君 森下君

十二、明治廿九年六月拾五日第四期第七回評議員会

本会決議

第貳 朝鮮人寄宿舎々監村上守倫氏辞任ニ付、金三十拾円ヲ贈ルコト

本項可決

第三 同氏後任ヲ東堪也氏へ囑托シ、月給十五円ヲ拾八円ニ増額ノコト

本項可決

第六 朝鮮留學生処方ノ儀ハ、本日中ヲ期シ朝鮮公使館へ学資金ヲ請求シ、若シ送金セザルトキハ学生不殘
同公使館へ送り附ルコト 尚此旨我外務省へモ照会シ、其意向ヲ問合スコト

本会報告

第壹 村上守倫氏辞任ノコト

本会出席

小幡君 箕浦君 渡辺君 森下君 阿部君 伊藤君 浜野君 益田君 坂田君 永田君 門野君 福沢一太郎君

十三、明治廿九年九月十五日第四期第九回評議員会

本会決議

第七 中村利器太郎氏辞任ニ付、数年間塾務ニ従事シタル廉ヲ以テ、手当トシテ廿五円ヲ贈ルコト

以上（略）可決

本会出席

小幡君 福沢一太郎君 箕浦君 伊藤君 渡辺君 益田君 波多野君 坂田君 門野君 浜野君

おわりに

本稿にてその一部を取り上げた、「駐日來去案」に記された留学生たちの消息からは、留学生生活が容易では

なかつたことが読み取れる。健康上の理由から帰国を余儀なくされた学生も、また留学生生活を遂行するには勤勉さに欠ける学生がいたことも事実である。

一方で後掲表にまとめたように、評議員会議事録に見られる教員の採用状況からは、留学生たちは普通科の学生同等の学習が可能であると判断されたことがわかる。実際に日本語能力の高かった者は、I 四の「申呈第一十一号」に見られるように、六、七か月という短期で普通科を卒業し、他校などへ進学していったことも知れる。

次号以降において、更に個々の学生の動向がわかるような資料を紹介していきたい。なお本稿作成にあたっては、原文の読み下しに際し金文京氏（京都大学名誉教授・鶴見大学教授）よりご教示をいただき、また王賢鍾氏（延世大学校准教授）、具知會氏（東京大学大学院博士課程）にご協力いただいた。深く感謝申し上げる。

役職	氏名		時間数	給与	赴任時期	備考
朝鮮留学生教授	山崎英夫		週24時間	月給50円	28年6月～	
朝鮮留学生教授	馬場丈太郎		週24時間	月給15円	28年6月～	
朝鮮留学生教授	雨山達也		週6時間	月給5円	28年6月～	11月亮天社へ転任
朝鮮留学生に関する金銭出納方	中村利器太郎	普通部会計係		月給5円	28年6月～	29年9月辞任。数年間の職務に 対し25円を贈る。
朝鮮留学生寄宿舎監	村上守倫			月給25円	28年6月～	29年4月～10円増給。6月辞任 30円贈る。
朝鮮留学生寄宿舎監	楨哲			月給25円	28年6月～	29年4月辞任につき朝鮮勸定よ り30円、普通部より20円計50円 贈る。
朝鮮留学生寄宿舎受付 1名				月給5円	28年6月～	

明治期慶應義塾への朝鮮留学生 (二)

朝鮮留学生教師	朝鮮留学生寄宿舎監補助	朝鮮留学生教授	朝鮮留学生寄宿舎熟僕	2名
山田孝道	東堪也	井手佐三郎	庄原虎之進	
		普通部教員	普通部教員	
		週6時間	週6時間	
	月給15円	月給5円	月給5円	月給各5円50銭
	29年4月～	28年7月～	28年7月～	28年6月～
29年4月辞任	6月～月給18円に増額(村上後算か。	28年9月から月給10円増し40円とある。普通部教員給与との合		